

環境影響評価審査書

LEGOLAND JAPANに係る環境影響評価準備書についての名古屋市環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成26年4月18日

名古屋市長 河村 たかし

LEGOLAND JAPANに係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要です。

1 予測・評価等に関する事項

(1) 全般的事項

ア 工事中及び存在・供用時において、当該事業の事業予定地を含む金城ふ頭地区では、当該事業の他に、集約駐車場の整備、国際展示場新第1展示館、商業施設等の開発計画が予定されていることから、これらの開発事業者（以下、「近隣開発事業者」という。）、関係機関等と連携し、環境への負荷や影響を低減するための対策として環境の保全のための措置（以下、「環境保全措置」という。）に記載された事項を積極的に実施すること。

イ 金城ふ頭地区における都市計画について、平成26年3月7日に、用途地域等の変更並びに建築物の緑化率の最低限度等が示された地区計画の決定がなされている。この決定により、準備書における環境影響評価の項目に関わる規制基準等が変更されるため、その変更を踏まえた評価を行うこと。

(2) 大気質、騒音及び安全性に共通する事項

新施設関連車両の走行ルートについて、金城ふ頭まで潮風線と金城埠頭線が並走しているが、金城埠頭線は現況において平日、休日とも交通量が多い状況であるため、潮風線を主要動線として設定している。このことから、金城埠頭線の沿道環境に対して新施設関連車両の走行による負荷の低減を図るため、関係機関等と調整し、新施設関連車両が適切なルートを走行するよう具体的な措置を講ずること。

(3) 大気質、騒音及び振動に共通する事項

新施設関連車両の交通量を全て小型車類で設定しているが、観光バス等の大型車類の発生集中も想定されるため、予測した状況と変わる可能性がある。したがって、観光バス等の利用が生じる場合は、近隣開発事業者、関係機関等と綿密な調整を行い、新施設関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。

(4) 大気質

事業予定地周辺は、名古屋市国際展示場のイベント開催等によって自動車交通量が多くなる地域であるが、新施設関連車両の発生集中交通量も約 1,000 台/日と多く設定されている。したがって、周辺の環境に及ぼす影響を低減するため、施設利用者に対して公共交通機関の利用促進を積極的に行うとともに、新施設関連車両に対してエコドライブ等を周知するなどの措置を講ずること。

(5) 騒音

ア 建設機械の稼働による騒音について、低騒音型の建設機械の使用を前提として予測し、騒音が低減する量を示しているが、1期区域のケースI（解体工事）では3.2～4.5dB低減されるものの、それ以外のケースでは0.0～0.8dBであり、必ずしも低減されるとは言い難い結果となっている。したがって、各ケースの低減量を踏まえた評価を行うこと。

イ 工事関係車両の走行による道路交通騒音が一部の予測場所で2dB増加する予測結果も含めて、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと評価しているが、騒音の2dB増加はエネルギーとしては大きいので、当該予測結果と周辺の地域特性を踏まえた評価を行うこと。

ウ 新施設の供用時の予測において、類似施設として東山動植物園内遊園地のジェットコースターで測定した結果をもとに、アトラクション施設等のパワーレベルを設定している。しかしながら、騒音の予測においては音源条件が重要であるので、類似とした理由と測定内容を明らかにすること。

エ 新施設の供用による予測において、ジェットコースターだけを音源条件としているが、園内放送、音響装置の使用等も想定されることから、供用に際して発生する騒音の把握に努め、必要に応じて適切な対策を講ずること。

(6) 振動

建設機械の稼働による振動について、感覚閾値である55dB以上になると予測されている地域がある。このため、工事に際して、周辺の施設利用者等から苦情等が発生した場合には適切に対応すること。

(7) 水質・底質

工事中に発生する濁水に対する措置として、沈砂槽で適切に処理した後、既設の雨水排水管へ放流するとしているが、当該措置の実効性を確保するために、沈砂槽及び雨水排水管の規模、位置等を示し、予測及び評価の妥当性を明らかにすること。

(8) 景観

新施設は、色鮮やかなレゴブロックを組み合わせた各種オブジェクトにより計画されていることから、季節の変化を考慮した樹種の選定や植栽等の配置を検討し、快適でうるおいのある景観の形成に努めること。

(9) 廃棄物等

ア 工事中の廃棄物等において、汚泥の発生量を1期区域では約46,000m³、2期区域では約17,300 m³と予測しているが、事業予定地では土壤汚染が確認されていることから、汚泥中に有害物質が含有する可能性がある。したがって、汚泥を産業廃棄物として適切に処理するとともに、搬出にあたっては汚染が拡散しないよう措置を講ずること。

イ 供用時における環境保全措置として、減量化及び再資源化に関する知見の収集に努めるとしているが、さらに、収集した知見を踏まえ、適切な減量化及び再資源化に係る措置を講ずること。

(10) 安全性

施設利用者の来場においては、自動車との交錯等に対する安全性に配慮して、商業施設等の計画地等と繋ぐ歩行者デッキを通過して事業予定地を出入りする計画としているが、1期区域供用時には商業施設等の計画地は工事中の予定であり、安全性が十分に確保されない可能性がある。したがって、周辺の開発事業者、関係機関等と連携し、歩行者の安全性を確保するための措置を講ずること。

(11) 緑地等

事業予定地には既存の緑地が存在するが、当該事業の土地の改変により既存緑地は失われることになることから、既存緑地の面積を明らかにし、新設する緑地の面積と比較するとともに、緑化面積をより一層増やすよう努めること。

2 事後調査に関する事項

供用時のエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスの量について、予測の前提とした措置では省エネルギーに配慮した建物・設備計画とするとしているが、テーマパークという事業特性を踏まえると、新施設全体の排出量では当該措置による排出抑制の効果を適切に把握できない。したがって、アトラクション施設の稼働に伴う排出量と飲食施設、物販施設等の建物の供用に伴う排出量を分けて調査を行うこと。

3 その他

記載内容の誤りは、予測、評価の信頼性に関わることである。このため、誤りについては適切に修正すること。また、修正に伴い、予測、評価等がどのように変わったのかを明らかにし、市民にわかりやすい図書となるよう十分に配慮すること。